

## (国の施策)

**第10条** 国は、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

### 【要旨】

本条は、本法に係る施策とあわせ、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善等、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化を促進するために必要な関連施策を、国が総合的に実施するよう努めることを定めた訓示規定である。

### 【解説】

本条は、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化を促進するためには、本法を柱とした支援策に加えて、人材の育成、知的財産の保護及び活用、取引慣行の改善等の関連施策を総合的に講ずることが重要である旨を特に明記したものである。

#### 1. 「中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成」

特定期間ものづくり基盤技術の高度化を図るためには、当該技術を担っている従業員などの人材の育成が極めて重要である。かかる技術を担っている人材の育成に対する支援施策を講じることにより、本法における支援措置と相まって、本法の目的をより効果的に実現することが期待される。具体的には、平成17年度からものづくり分野における高度・専門的な人材育成を推進するため、「製造中核人材育成事業（※1）」を全国36箇所で開催しているところであり、今後も引き続き施策の深化・充実を図ることとしている。また、平成18年度からは、各地域に存在し、実践的技術者を養成する高等教育機関として創設された高等専門学校と連携し、地元中小企業において基盤技術を直接に担う専門的な若手技術者の育成を支援する「高専等活用中小企業人材育成事業（※2）」を展開することとしている。

※1：本施策は、大学を中心として、地域の産業界や研究機関等が一体となって、主として中小企業が担う基盤技術（設計・加工・成形・塗装等）を体系的に身につけた人材の育成を目指し、カリキュラム開発や実証を行うものである。

※2：本施策は、地域の中小企業の緊急の課題となっている若手技術者の育成を支援するため、高等専門学校等有する設備、高専等の教授や現場のベテラン人材が有する技術・ノウハウを活用するなど、産業界と教育機関が連携し、研修カリキュラムの開発、実践を行うことで、地域一体となった若手技術者育成システムの確立を目指すものである。

#### 2. 「知的財産の適切な保護及び活用」

特定期間ものづくり基盤技術の高度化を図るためには、当該技術に関する研究開発の成果の適切な保護及び活用を通じて収益の向上などを達成し、更なるレベルの高い研究開発に取り組むという好循環を実現することが必要である。しかしながら、知的財産の知見を有する人材や情報などの経営資源に乏しい中小企業は、知的財産の適切な権利化や管理、活用の面で十分な対応を行うことが困難な場合が多い。そのため、当該成果の権利化に関する支援措置として、本法での特例措置に加えて、成功した研究開発の成果の事業化に必要な

資金を補助する事業（中小企業・ベンチャー挑戦事業）において、知的財産の権利化に係る弁理士費用等を補助の対象とすることなどにより、権利化の促進を図る。また、特許等の出願に伴い公開されると容易に模倣される一方、権利侵害の認定が困難である、権利化に馴染まないノウハウ等の特定ものづくり基盤技術を営業秘密として適切に保護・管理することを支援するため、営業秘密の侵害に対する不正競争防止法及び営業秘密管理指針の普及や中小企業大学校等における研修、先使用権制度ガイドライン（事例集）の周知等を実施する。さらに、これらの知的財産を有効に活用することを支援するため、商工会等を相談窓口とした体制の整備、セミナー等による知的財産活用ノウハウの普及、知財専門家派遣による知的財産戦略の策定支援等を行う。

### 3. 「研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善」

中小企業が取り組むリスクの高い研究開発の成果を、取引の相手方が適切に評価しないことに繋がるおそれの強い取引慣行（※）は、事業者がリスクの高い研究開発投資を躊躇したり、その後の研究開発に投資可能な資金が不足し、前向きな研究開発を抑制するという効果を生じ、特定ものづくり基盤技術の高度化の障害となり得るものである。したがって、本法の支援措置を通じて特定ものづくり基盤技術の高度化を促進するには、その研究開発の成果が適切に評価される事業環境が重要であり、上記の様な取引慣行の改善を図ることは効果的である。具体的な政策対応としては、特定ものづくり基盤技術を用いる事業分野においても、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図り、立入検査等の実施によって、同法に抵触する取引慣行の是正を図る。また、特定ものづくり基盤技術ごとに取引慣行に関する調査を実施し、当該技術の高度化への取組を抑制するおそれのある「適正利益阻害取引慣行」を類型化するとともに、「望ましい取引形態の事例」を集めたガイドラインを策定し、中小企業者及びその取引の相手方に対して周知を図る等の措置を講じる。

#### ※研究開発に抑制的に働く取引慣行の事例

具体例としては、鋳造における重量取引が挙げられる。自動車部品などでは、複雑形状でありながら強度を維持しつつも、環境負荷抑制や燃費向上の観点から軽量化が強く求められているところである。重量取引そのものは低付加価値品の売買行為等においては、取引コストの軽減を図るなど一定の合理性を有するものであるが、高度な技術に関する研究開発（新素材の活用や厳密な温度管理を通じた鋳物部品の製造）を伴う高付加価値製品の取引において、軽量化を実現した結果として契約単価が引き下げられるとすれば、中小企業による技術開発意欲を大いに減退させるおそれが強い。

### 4. 「その他必要な施策」

#### （1）川上・川下ネットワーク構築支援事業

当該事業は、特定ものづくり基盤技術を有する中小企業と当該技術の体化した製品を使用するユーザー企業との情報交換の場を提供したり、こうした情報交換を円滑化させるコーディネーター（仲介者）の配置などを行うものであり、中小企業者が行う特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発等の実施に必要な情報の取得を促進することを通じて、当該研究開発等の実施やその実効性をより高めるものである。

#### （2）中小企業基盤技術継承支援事業

当該事業は、特定ものづくり基盤技術を有する中小企業の優れた技能やノウハウ等をシステム化することにより、これまで個別従業員の暗黙知となっていた当該技能等を形式知化することを通じて、共有化や承継化を支援するものである。中小企業の技能等の共有化・承継化は、中小企業が特定ものづくり基盤技術に関

する研究開発等を実施していくために必要な基盤となるものであり、本法の支援措置と相俟って、特定ものづくり基盤技術の高度化を将来持続的に促進するものである。